上 基調講演

テーマ:判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように(権利擁護)

支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

采口	登壇者:種智院大学社会福祉学科 教授 明石 西朗		回次
番号	質問	回答者	回答
1-1	地域連携ネットワークに一般の事業者 は、どういう関わり方が考えられますか。	明石氏	御質問者さんであれば、地域包括支援センターや民生委員さんを通じてネットワークとつながっていくことができるのではないかと思います。他にも、福祉用具のレンタルをされていれば、ケアマネジャーや理学療法士、作業療法士との関わりもありますので、そこから間接的にでも関わることができるのではないかと思います。
1-2	何故市民後見人制度が必要になってきた のか。何が問題で変化していったのか、変 化することでのメリットは何であるのか。	明石氏	成年後見大方には前17 は財産生産では、本には前17 には財産主にはが、身上では、大のでは、本にはが、自身では、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大の
1-3	吹田市早く市民後見人を育て実施に向け て進めてください。	明石氏	多分、進めてくれると思います。
1-4	民生委員の一人として市民後見人の重要 性→大切な分野だと再認識しました。	明石氏	ありがとうございます。

上 基調講演

テーマ:判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように(権利擁護)

支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

番号	質問	回答者	回答
1-5	医療同意権は誰が持つことができるので しょうか。	明石氏	本人と家族です。その人に属する権利と言い ますか、医療同意や養子縁組等は成年後見人に はできません。
1-6	以前に金融機関に勤めていましたが、成年後見人制度のご利用を案内する際の資料やパンフレットがなく苦労しました。今後わかりやすいパンフレットなど作られる予定はありますか。 (説明しやすい資料など、窓口に置ける様なもの)	明石氏	「成年後見制度が知られていない」「どこに行ったら相談にのってもらえるのか」としてお声があることから、中核機関の機能」であり、であり、中核機関の機能」であり、であり、であり、では、ないでは、ないでは、金融機関の方には少しです。では、基本のものとです。では、多考にしていただけたらと思います。
1-7	資料6ページ 成年後見制度の理念のノー マライゼーションとは何の事	明石氏	簡単に言うと「障がいがあっても住みたいところで住みたいように住む」「自分で自分のことを決めて生きていく」という考え方がノーマライゼーションです。1950年代くらいに福祉の先進国であるデンマークでは、障がいのあるに日本でいう厚生省の行政官だったバンの時にカルセンは、第二次世界大戦ですが、その時にルセンは、第二次世界大戦ですが、やの時によりないるのだ」「障がいのある人もないらなものだ」「障がいのある人もないられて生還したがいるのだ」「障がいのある人もない人もものだ」「障がいのある人もないとももれてがいるのだ」「降がいのある人もないらことを言われるのできた考え方です。日本では、1970年~1980年以降に、この考え方が普及しました。

上 基調講演

テーマ:判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように(権利擁護)

支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

番号	質問	回答者	回答
I-8	成年後見人にかかわる書類を書いてくださる医療機関がまだまだ少ないと感じている。スムーズに診断書を書いて頂けるような工夫がもしあれば。	明石氏	ロークを表示している。 ははできないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
1-9	市民後見人が選任された場合(桑井千里さんの場合)「財産が高額でなく」とは? 年金額も含めての目安等は決められている のでしょうか?	明石氏	ご指摘のとおり、市民後見人が対象となるご本人の所持する概ねの額等が決められており、I,200万円程度です。他にも、不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない、などの範囲が決められています。
1-10	司法書士さんが成年後見人になられるメ リットは何ですか。	明石氏	家庭裁判所から成年後見人に選任される資格は特に定められておりません。被後見人に最も適した人が選任されます。訴訟などが絡んでいれば弁護士に、不動産などの登記等であれば司法書士に、また、そういった事案がなく、見守りなどの身上保護が中心であれば、市民後見人というように選任されます。

上 基調講演

テーマ:判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように(権利擁護)

支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

亚口	登壇者:種智院大学社会福祉学科 教授 明石		
番号	質問	回答者	回答
1-11	勉強不足に付むずかしく感じた。 内容がリッチ過ぎて理解力がついていけなかった。法的な制度として設立できないのだろうか?	明石氏	まだまだ新しい制度です。法律用語も出てきますが判断能力が不十分な人の財産をはじめとした本人の生活を守る制度だと理解してください。
1-13	成年後見制度の利用促進を図る様々な体制をありがとうございます。介護保険と同時に創立されたのに、広報が広まらなかった理由は?例えば、利用した本人が支援を受けて守られた、暮らしが豊かになったなど、本人が発信するよう支援することで広報するなどの考え、それを業務とした取り組み例はあるでしょうか?	明石氏	広報が広まりにくかった要因は、明治時代にできた裕福な「家」の財産を守る「禁治産」制度の考え方が根強く残っているのではないかられた、暮らしが豊かになったというな報告は、市民後見人による活動報告でいます。人間であるとでもなどでもでいます。と関係であるとでであるとでは、か不十分になった人を支援する市民後見人の活動を動画などで紹介をしています。
1-14	日頃、後見に結び付ける際に総合相談の 一環として後見の申し立てを本人申し立て 無理、家族申し立てとなるが作成でする 態でなく包括諸君が行っている現状がある。 そこまでは職務でないと言われてる。 先に進めなくてはならない状況がある。うに 生めなくてはならないができるように 事務的なところも支援できる機関世帯では ほしい金銭的な問題です。	市	令和6年度に立ち上げを予定している中核機関が、迅速かつより良い支援のために、役割分担として成年後見本人・親族申し立ての支援を行うことは想定しています。
1-15	市民後見制度で選任される方はどのよう な資格要件が整っている必要があるか知り たい。	明石氏	I-2及びI-9の回答を参照してください。
1-16	後見制度にお世話になるには大変な手続きが必要があるのと費用が毎月支払いすることが出来ないので、もっと良い方法はないのか。	明石氏	後見制度の利用の手続きにあたっては、司法書士などの専門職に依頼することもできますが、基本的なことであれば地域包括支援センターや今後設立される「中核機関」でも相談に応じてくれます。また、自治体によっては、後見人への報酬を助成しているところもあります。

2 取組事例報告①

テーマ:事業を通じた地域での気づき

登壇者:大阪よどがわ市民生活協同組合 組織部 馬場 徳二郎 氏

番号	質問	回答者	回答
2-1	リアルな現場の声を聞けて良かった。夕 食サポート福祉事業、コープ共済に知りた いです。退会を考えていたが、再検討しま す。	馬場氏	タ食サポート事業については、市が作成した 「高齢者向け配食サービス事業者一覧表」をご 覧いただければと思います。共済の事業につい ては組合員が対象になりますが、全国の生協で 同じ商品を取り扱っているので、加なと思いする 生協へお問い合わせいただければと思いす。介護保険で要支援・要介護認定を分する られる方でしたら組合員でなくてもえで られる方でしたら組合員でなくてもうえで さんにプランを作っていただけます。手すり 品のレンタルを御利用いただけます。手業者 の御紹介が可能です。
2-2	生協の方々は見守りにつながるポジションだと思います。最近は利用される方も増えていってるのでは?と感じます。元気な時、分からない事が実際なった時ありがたさが分かると思います。	馬場氏	ご感想ありがとうございます。
2-3	配達と地域の見守りご苦労様です。物品 配達は定期的に生活必需品をお持ちするこ とで見守りも取りつき易いと思います。今 後ともよろしくお願いいたします。		
2-4	今の時代にマッチしたすばらしい貢献、 取り組み、家の近くでよく見ます。		
2-5	生協さんの職員の皆さんの教育に対する 考え方はすばらしいと思っています。特に 見守りは地域として助かっています。		

3 取組事例報告②

テーマ:地域での生活支援(~総合的な支援で支える生活~)「金銭管理や自己決定」 登壇者:いつき相談支援センター 相談支援専門員 二田 有樹 氏

番号	質問	回答者	回答	
3-1	質問ではないのですが、ヘルパーさんっ て偉大!と思いました。	二田氏		
3-2	金銭だけでなく、日々の生活について相 談や話し合いなどの面倒を見てほしいので 家裁からの後見人に個人の権利をになう。		事業者さんと関わる機会が多いのですが、旨	日々支援をしている中でヘルパーさんや福祉 事業者さんと関わる機会が多いのですが、皆さ ん、その人のために凄く努力をされています。
3-3	金銭管理は難しい分野ですが、ご本人が 困難な場合サポートが必要だと思います。 その際支援者が親身になり相談員の重要性 を感じます。本人の不安を払拭出来ること が大切だと思います。		相談すると「そこはうちが頑張ります!」と言ってくださる事業所さんが多くて、皆さん努力されて頑張っておられるなと、ヘルパーさんは偉大だなっていつも思っています。地域でこの様な活動をしている方がたくさんいらっしゃ	
3-4	福祉は時間とお金と努力が必要と思いました。ご苦労様です。		るので、これからも見守っていただいたり、応援いただけたらと思います。今後ともよろしくお願いします。	
3-5	なかなか見えにくい現場の話であり、あまり見た事が少なく、想像しにくい。認知症と障がい者の共通点が多い。			

4 取組事例報告③

テーマ:多職種・多機関連携による権利擁護支援

登壇者: (福) 吹田市社会福祉協議会 CSW 夏目 茜 氏

	登壇者:(福)吹田市社会福祉協議会 CSW	复目 茜	氏
番号	質問	回答者	回答
4-1	ここまで家庭に入っても良いのか?入れま すか?入れたら支援出来ますね。	夏目氏	今回のケースではがっつり家庭に入って色々な支援を行いましたが、あくまでも最初はどんなことに困っているのか、どの部分にお手伝いが必要なのかを、ご本人さんとしっかりお話しをします。そのうえで、今回のケースのように、CSWI人ではなく、市内のいろいろな専門職や他職種の方の力を借りながら必要な支援におつなぎして支援していくということを大切に活動しています。
4-2	特に意見はありません。CSWを増やすことをのぞみます。	市	業務内容・業務量に応じた配置人数になるよう、適宜検討して参ります。
4-3	「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」社会福祉協議会コミュニュティソーシャルワーカーの方からきめ細やかなサポート、地域支援、CSWの方が信頼関係づくり対象の人の家族の変動にも対応され大変重要なお仕事だと思います。	夏目氏	ご感想ありがとうございます。
4-4	多岐に渡り福祉活動に尽力されておりご 苦労様です。高齢化・少子化・貧困問題へ の対応に若い方が力をさいているのは立派 です。	夏目氏	
4-5	① 居住支援担当者について ② 日常生活自立支援事業の申請から利用ま での期間とつながるまでの金銭管理につい て	夏目氏	①本事例で連携した居住支援担当者は、「居住支援法人」のことです。具体的には、社会福祉法人みなと寮の担当者です。 ②10 月末 CSW から日常生活自立支援事業担当者に相談・共有 11 月上旬 本人に日常生活自立支援事業について説明、申し込み(待機) 1月上旬 ガイドライン調査① 1月中旬 ガイドライン調査② 1月末 契約 →当時は相談から契約までおよそ3か月でした。また、日常生活自立支援事業につながるまでの間は御家族に協力いただきながら金銭管理を行ったほか、保護受給日に合わせてCSW が訪問し、お金を封筒に仕分けたりするなど、助言や支援を行いました。